

2023年漁業センサス結果の概要（概数値）

（山口県・海面漁業調査漁業経営体調査）

令和6年（2024年）8月
山口県総合企画部統計分析課

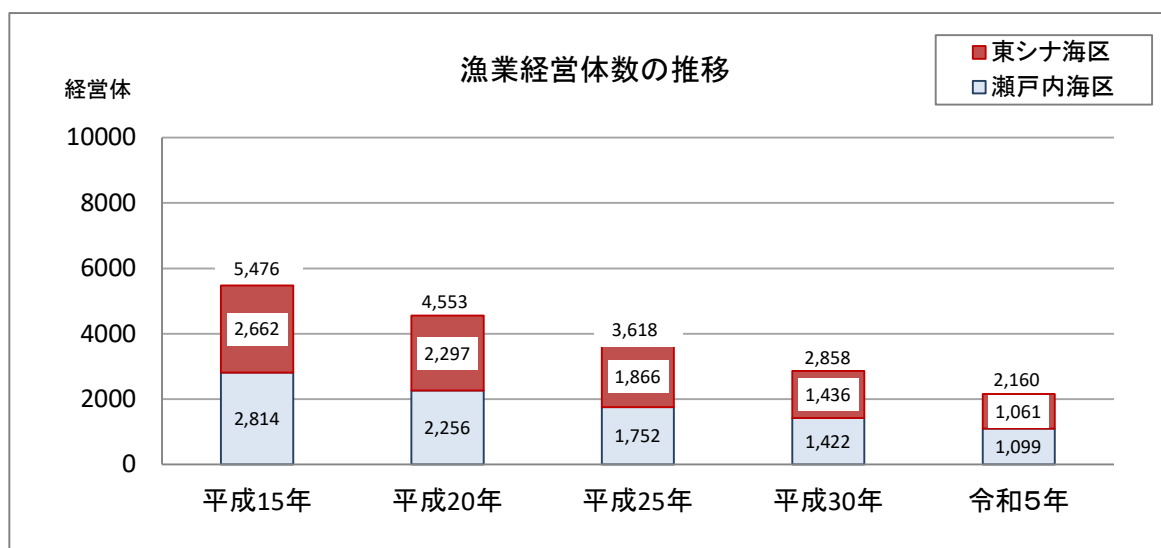
1 漁業経営体数

- (1) 今回の漁業センサスにおける漁業経営体数は2,160経営体で、前回調査（平成30年）の2,858経営体に比べて、698経営体減少した。
減少率（24.4%）は全国平均（17.0%）以上であり、特に東シナ海区で減少した。

第1表 大海区別経営体数

（単位：経営体）

年次	山口県			全国
	県計	東シナ海区	瀬戸内海区	
平成30年	2,858	1,436	1,422	79,067
令和5年	2,160	1,061	1,099	65,652
増減（R5-H30）	△698	△375	△323	△13,415
増減率（%）	△24.4	△26.1	△22.7	△17.0



- (2) 経営組織別にみると、個人経営体が2,095経営体で全体の97.0%と大部分を占め、次いで会社42（1.9%）、漁業協同組合9（0.4%）、共同経営10（0.5%）、その他4（0.2%）となっている。

第2表 経営組織別経営体数

（単位：経営体）

経営組織	県計		東シナ海区		瀬戸内海区	
	数	構成比（%）	数	構成比（%）	数	構成比（%）
総数	2,160	—	1,061	—	1,099	—
個人経営体	2,095	97.0	1,016	95.8	1,079	98.2
会社	42	1.9	33	3.1	9	0.8
漁業協同組合	9	0.4	7	0.7	2	0.2
漁業生産組合	—	—	—	—	—	—
共同経営	10	0.5	4	0.4	6	0.5
その他	4	0.2	1	0.1	3	0.3

- (3) 個人経営体数は2,095経営体で、前回調査の2,790経営体と比べて、695経営体(24.9%)減少した。全国と比べて、自営漁業が主である兼業の減少率(20.7%)が高い。
兼業の内訳をみると、「専業(自営漁業のみ)」が1,265経営体で全体の約6割(60.4%)を占めており、兼業である「自営漁業が主」が417経営体(19.9%)、同じく兼業である「自営漁業が従」が413経営体(19.7%)となっている。

第3表 専兼業別個人経営体数

区 分	山口県				全 国	
	平成30年	令和5年	構成比(%)	増減率(%)	令和5年	増減率(%)
計	2,790	2,095	-	△ 24.9	61,386	△ 17.6
専業(自営漁業のみ)	1,596	1,265	60.4	△ 20.7	33,921	△ 11.4
兼業(自営漁業が主)	659	417	19.9	△ 36.7	13,571	△ 31.0
〃(自営漁業が従)	535	413	19.7	△ 22.8	13,894	△ 16.1
東シナ海区	1,385	1,016	-	△ 26.6	15,500	△ 18.0
専業(自営漁業のみ)	759	649	63.9	△ 14.5	8,814	△ 12.4
兼業(自営漁業が主)	382	206	20.3	△ 46.1	3,027	△ 35.6
〃(自営漁業が従)	244	161	15.8	△ 34.0	3,659	△ 11.7
瀬戸内海区	1,405	1,079	-	△ 23.2	10,190	△ 17.7
専業(自営漁業のみ)	837	616	57.1	△ 26.4	5,206	△ 19.9
兼業(自営漁業が主)	277	211	19.6	△ 23.8	2,157	△ 23.8
〃(自営漁業が従)	291	252	23.4	△ 13.4	2,827	△ 7.6

- (4) 個人経営体の兼業状況を見ると、勤めている世帯員のいる経営体が535経営体(全個人経営体数に占める割合は25.5%)となっている。
漁業以外の自営業では、水産加工業を兼業した経営体が26経営体(1.2%)であった。また、民宿を兼業した経営体は5経営体(0.2%)で、その年間利用者数は約1千人、遊漁船業を兼業した経営体は85経営体(4.1%)であった。

第4表 兼業種類別個人経営体数(複数回答)並びに民宿の利用者数

(単位:経営体、人)

区 分	平成30年			令和5年			経営体数 増減
	経営体数	構成比	年間利用者数	経営体数	構成比	年間利用者数	
個人経営体	2,790	100	...	2,095	100	...	△ 695
兼業							
自営業							
水産加工業	27	1.0	...	26	1.2	...	△ 1
漁家民宿	13	0.5	4,305	5	0.2	1,132	△ 8
漁家レストラン	3	0.1	...	5	0.2	...	2
遊漁船業	86	3.1	...	85	4.1	...	△ 1
農業	155	5.6	...	99	4.7	...	△ 56
小売業	28	1.0	...	27	1.3	...	△ 1
その他	174	6.2	...	188	9.0	...	14
勤め	598	21.4	...	535	25.5	...	△ 63

※ 兼業は、世帯員の漁業以外の仕事の延べ数

(5) 営んだ漁業種類別経営体数をみると、多くの漁業種類で経営体が減少する一方、沿岸かつお一本釣りは12経営体増加した。

第5表 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

区 分	平成30年	令和5年	増減率 (R5/H30)	区 分	平成30年	令和5年	増減率 (R5/H30)
	経営体	経営体	%		経営体	経営体	%
計 (実数)	2,858	2,160	△ 24.4	釣			
底引き網				遠洋かつお一本釣	-	-	0.0
遠洋底びき網	-	-	0.0	近海かつお一本釣	-	-	0.0
以西底びき網	-	-	0.0	沿岸かつお一本釣	3	15	400.0
沖合底びき網1 そうびき	-	-	0.0	遠洋・近海いか釣	-	-	0.0
沖合底びき網2 そうびき	6	3	△ 50.0	沿岸いか釣	253	243	△ 4.0
小型底びき網	401	301	△ 24.9	ひき縄釣	281	271	△ 3.6
船びき網	90	69	△ 23.3	その他の釣	1,162	744	△ 36.0
まき網				小型捕鯨	-	-	0.0
大中型まき網				潜水器漁業	29	26	△ 10.3
1 そうまき 遠洋かつお・まぐろ	-	-	0.0	採貝・採藻	844	664	△ 21.3
1 そうまきその他	-	-	0.0	その他の漁業	803	654	△ 18.6
2 そうまき	-	-	0.0	海面養殖			
中小型まき網	9	6	△ 33.3	魚類養殖			
刺網				ぎんざけ養殖	-	-	0.0
さけ・ます流し網	-	-	0.0	にじます養殖	-	-	0.0
かじき等流し網	-	-	0.0	その他のさけ・ます養殖	-	-	0.0
その他の刺網	765	518	△ 32.3	ぶり類養殖	5	1	△ 80.0
さんま棒受網	-	-	0.0	まだい養殖	3	3	0.0
大型定置網	9	10	△ 31.4	ひらめ養殖	3	3	0.0
さけ定置網	-	-	0.0	とらふぐ養殖	11	9	△ 18.2
小型定置網	70	48	△ 31.4	くろまぐろ類養殖	1	1	0.0
その他の網漁業	193	162	△ 16.1	その他の魚類養殖	3	5	66.7
はえ縄				ほたてがい養殖	-	-	0.0
遠洋まぐろはえ縄	-	-	0.0	かき類養殖	6	5	△ 16.7
近海まぐろはえ縄	-	-	0.0	その他の貝類養殖	4	12	200.0
沿岸まぐろはえ縄	-	-	0.0	くるまえび養殖	5	5	0.0
その他のはえ縄	203	163	△ 19.7	ほや類養殖	-	-	0.0
				その他の水産動物類養殖	1	-	皆減
				こんぶ類養殖	-	-	0.0
				わかめ類養殖	37	24	△ 35.1
				のり類養殖	39	9	△ 76.9
				その他の海藻類養殖	10	8	△ 20.0
				真珠養殖	-	-	0.0
				真珠母貝養殖	-	-	0.0

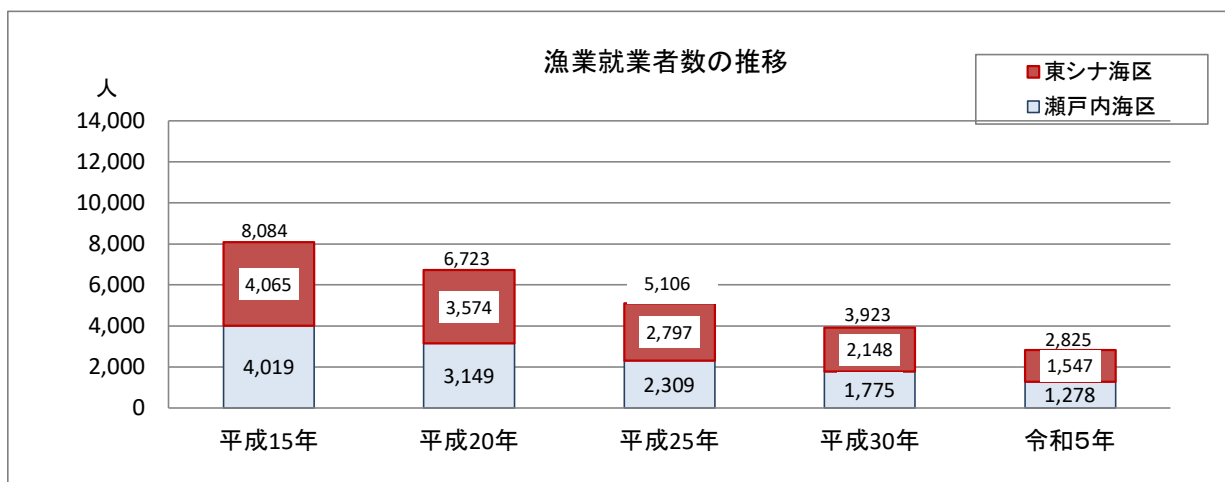
2 漁業就業者数

- (1) 漁業就業者数は2,825人で、前回調査の3,923人と比べて、1,098人（28.0%）減少した。これは全国平均（20.1%）以上に減少している。

第6表 漁業就業者数

(単位：人)

年次	山口県			全国
	県計	東シナ海区	瀬戸内海区	
平成30年	3,923	2,148	1,775	151,701
令和5年	2,825	1,547	1,278	121,230
増減 (R5-H30)	△ 1,098	△ 601	△ 497	△ 30,471
増減率 (%)	△28.0	△28.0	△28.0	△20.1



- (2) 漁業就業者に占める65歳以上の就業者の割合は、前回調査の58.6%から58.0%と僅かに減少したものの、65歳以上の占める割合が高くなっている。これは全国で2番目に高く、全国を上回るスピードで高齢化が進行している。

第7表 65歳以上の漁業就業者の割合

(単位：人)

年次	山口県						全国	
	県計		東シナ海区		瀬戸内海区		全国	
	65歳以上	計	65歳以上	計	65歳以上	計	65歳以上	計
平成30年	2,297	3,923	1,219	2,148	1,078	1,775	58,117	151,701
構成比 (%)	58.6	—	56.8	—	60.7	—	38.3	—
令和5年	1,639	2,825	903	1,547	736	1,278	47,514	121,230
構成比 (%)	58.0	—	58.4	—	57.6	—	39.2	—

3 漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の隻数は2,832隻で、前回調査の3,865隻と比べて、1,033隻(26.7%)減少した。
種類別に見ると、動力漁船が2,152隻と漁船全体の76.0%を占めている。

第8表 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

(単位：隻)

種類・規模	県 計				東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成 30年	令和 5年	増減 (R5-H30)	増減率 (R5/H30)	平成 30年	令和 5年	増減率 (R5/H30)	平成 30年	令和 5年	増減率 (R5/H30)
総 数	3,865	2,832	△ 1,033	△ 26.7	1,977	1,356	△ 31.4	1,888	1,476	△ 21.8
無動力漁船	22	25	3	13.6	9	8	△ 11.1	13	17	30.8
船外機付漁船	938	655	△ 283	△ 30.2	568	379	△ 33.3	370	276	△ 25.4
動力漁船計	2,905	2,152	△ 753	△ 25.9	1,400	969	△ 30.8	1,505	1,183	△ 21.4
1トン未満	237	179	△ 58	△ 24.5	110	77	△ 30.0	127	102	△ 19.7
1 ～ 3	1,141	839	△ 302	△ 26.5	412	252	△ 38.8	729	587	△ 19.5
3 ～ 5	1,167	855	△ 312	△ 26.7	538	390	△ 27.5	629	465	△ 26.1
5 ～ 10	170	141	△ 29	△ 17.1	152	114	△ 25.0	18	27	50.0
10 ～ 20	174	131	△ 43	△ 24.7	173	129	△ 25.4	1	2	100.0
20 ～ 30	-	1	皆増	皆増	-	1	皆増	-	-	-
30 ～ 50	1	-	皆減	皆減	1	-	皆減	-	-	-
50 ～ 100	14	4	△ 10	△ 71.4	14	4	△ 71.4	-	-	-
100 ～ 150	-	1	皆増	皆増	-	1	皆増	-	-	-
150 ～ 200	1	1	0	0.0	-	1	皆増	1	-	皆減
200 ～ 350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
350 ～ 500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500 ～ 1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000 ～ 3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<調査の概要>

本調査の「調査の概要」は、次のURLを参照ください。（農林水産省ウェブページリンク）

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gvocen/gaiyou/index.html#1>

- ・調査票配布数及び有効回答数（全国値）

区分	調査票配布数	有効回答数	有効回答割合
海面漁業調査	調査票	調査票	%
漁業経営体調査	67,062	65,652	97.9

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。
2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

- ・大海区分図（次ページを参照ください。）

<用語の解説>

本調査の「用語の解説」は、次のURLを参照ください。（農林水産省ウェブページリンク）

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/yougo/index.html>

<本資料利用上の注意>

- 1 今回の公表値は概数値であり、後日刊行物として公表した数値をもって確定値とする。
- 2 表中にある構成比等については、端数処理の関係で、合計と一致しない場合がある。
- 3 表中に用いた記号は以下のとおりである。
「－」： 事実のないもの
「…」： 統計項目がない、または削除されたもの
「x」： 漁業経営体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「△」： 負数又は減少したもの
- 4 統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

※今回の公表値においては秘匿措置の該当はありません。

大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海峡、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。

